



島根県報

平成26年4月4日（金）

第2,585号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（2件）	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（　　　　　）	3
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	3
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	4
解除予定保安林（4件）	（　　　　　）	5
保安林の指定の解除	（　　　　　）	6
障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更の届出	（雇用政策課）	6
内水面における遊漁規則の変更の認可	（水産課）	6
浜田港港湾計画の変更の概要	（港湾空港課）	9

【公 告】

平成26年度島根県狩猟免許試験の実施	（森林整備課）	10
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	（　　　　　）	12
公共測量の終了（2件）	（用地対策課）	13
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（都市計画課）	14
開発行為に関する工事の完了	（　　　　　）	15

【内水面漁管委告示】

平成26年度水産動植物の目標増殖量		15
-------------------	--	----

告 示

島根県告示第214号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
津和野町	通所リハビリテーション	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218- 24	平成26年4月1日
	短期入所療養介護			
	介護予防通所リハビリテーション			
	介護予防短期入所療養介護			

島根県告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
NPO法人 えんJOY	訪問介護	ヘルパーステーションえんJOY	島根県大田市久手町刺鹿2581番地3	平成26年4月1日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人 金太郎の家	訪問介護	デイサービス金太郎の家	島根県出雲市斐川町学頭1463番地7	平成26年4月1日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人 博愛	訪問介護	博愛訪問介護事業所	島根県隠岐郡隠岐の島町原田390番地3	平成26年4月1日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人金太郎の家	通所介護	デイサービス金太郎の家	出雲市斐川町学頭1463番地10	平成26年4月1日
	介護予防通所介護			
特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも	通所介護	穂なみデイサービスセンター	出雲市里方町116番地	平成26年4月1日
	介護予防通所介護			
特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも	通所介護	穂なみ小規模デイサービスセンター	出雲市里方町116番地	平成26年4月1日
	介護予防通所介護			
ひかわ医療生活協同組合	通所介護	ひかわ生協デイサービスとき	出雲市斐川町美南1507番地1	平成26年4月1日
	介護予防通所介護			
ひかわ医療生活協同組合	通所介護	ひかわ生協デイサービスきずな	出雲市斐川町直江4883番地1	平成26年4月1日
	介護予防通所介護			
株式会社山藤薬局	通所介護	デイサービス うぐいすの森	江津市波子町イ562番地	平成26年4月1日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人やすぎ福祉会	通所介護	しらさぎ苑第2デイサービスセンター	安来市古川町858-5	平成26年4月1日
	介護予防通所介護			

社会福祉法人博愛	通所介護	中条デイサービスセンタ	隠岐郡隠岐の島町原田	平成26年4月1日
	介護予防通所介護	ー	390番地3	
社会福祉法人博愛	通所介護	中村デイサービスセンタ	隠岐郡隠岐の島町中村	平成26年4月1日
	介護予防通所介護	ー	1557番地1	
社会福祉法人博愛	通所介護	高齢者生活福祉センター	隠岐郡隠岐の島町布施	平成26年4月1日
	介護予防通所介護	蓬莱苑	642番地1	

島根県告示第216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 金太郎の家	居宅介護支援	デイサービス金太郎の家	出雲市斐川町学頭1463-10	平成26年4月1日
特定非営利活動法人 コミュニティサポートいずも	居宅介護支援	穂なみ介護支援事業所	出雲市大津朝倉三丁目10-3	平成26年4月1日
社会福祉法人 博愛	居宅介護支援	博愛居宅介護支援事業所	隠岐郡隠岐の島町原田390番地3	平成26年4月1日

島根県告示第217号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
夢の森いずも株式会社	キッズコミュニケーションサポート ゆめの森こども園	出雲市荒茅町1278-2	平成26年4月1日
社会福祉法人亀の子	かめっ子クラブ	大田市長久町長久口268番地2	平成26年4月1日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人千鳥福祉会	ばすてる ひいす	松江市下東川津町251-1	平成26年4月1日
夢の森いずも株式会社	キッズコミュニケーションサポート ゆめの森こども園	出雲市荒茅町1278-2	平成26年4月1日
社会福祉法人E.G.F	放課後等デイサービス タッチ	益田市駅前町9番2号	平成26年4月1日
社会福祉法人邑智福祉振興会	放課後デイ みんなと	邑智郡邑南町中野3595番地18	平成26年4月1日

3 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
夢の森いずも株式会社	キッズコミュニケーションサポート ゆめの森こども園	出雲市荒茅町1278-2	平成26年4月1日

島根県告示第218号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市後地町3206-4・3206-5・3210-6・3210-7・3210-11（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第219号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川本1126-3、1126-4、1133-2、3074-1、3104-1、3105-3、3105-6、3326

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第220号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

邑智郡邑南町宇都井1303-5から1303-7まで、1304-2、1305-5から1305-7まで、1344-4、1344-5、1345-3、1346-2、1347-2、1347-3

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第221号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町門田814-7

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

林道用地とするため

島根県告示第222号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市熱田町1935-2

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第223号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
益田市美都町宇津川イ713-61
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第224号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
雲南市掛合町波多1983-5
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第225号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業者の住所	事務所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人親和会	出雲市神西沖町2476番地1	出雲市今市町北本町1-1-3 センラルビル3階F	出雲市今市町875番地6 ユメッセしんまち 1F	平成26年4月1日

島根県告示第226号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 漁業権者の名称及び住所
高津川漁業協同組合 島根県益田市神田町イ614番地

2 漁業権の免許番号

内共第9号

3 変更の内容

禁止区域の変更、毛針専用区の廃止、遊漁料の変更

(変更前)

第1条～第4条 (略)

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～ヘ (略)	(略)	(略)	(略)
毛針釣をトを除く全漁法	横道川	鹿足郡津和野町左鏡上横道、福谷川合流点から上流の全域(以下「毛針釣り専用区」という)	1月1日から12月31日まで
チ～ヨ (略)	(略)	(略)	(略)
タ 全漁法	高津川	益田市匹見町道川、中国電力匹見発電所取水堰堤から同町匹見、魚飛橋下流端に至る区域	1月1日から12月31日まで
レ～オ (略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同 高津出張所 益田市高津1丁目43-24

同 日原出張所 鹿足郡日原町大字日原420-1番地

ならびに当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次の表の通りとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般(消費税含む。)
第10種	あゆ、こい、おいかわ(はえ)	投網	日 年	4,000円 15,000円
第11種	あゆ、うなぎ	竿釣 手釣	日 年	3,000円 12,000円
第12種	ごぎ(いわなを含む)、やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)	竿釣	日 年	2,000円 6,000円
(毛針釣専用区)		毛針釣 (ルアーは除く)	1日	3,000円
第13種	(略)	(略)	(略)	(略)
第14種	うなぎ	もじ	年	6,000円

2 (略)

(1) (略)

(2) 中学生は年額とし、それぞれ下表のとおりとする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般(消費税含む。)
第11種	(略)	(略)	(略)	(略)

第12種 (毛針釣専用区)	ごぎ(いわなを含む)、やまめ (あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)	竿釣 毛針釣 (ルアーは除く)	年 1日	400円 3,000円
第13種～ 第14種	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

3～5 (略)

第8条～第11条 (略)

(変更後)

第1条～第4条 (略)

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～ヘ (略)	(略)	(略)	(略)
ト (削除)	(削除)	(削除)	(削除)
チ～ヨ (略)	(略)	(略)	(略)
タ 全漁法	高津川	益田市匹見町道川、中国電力匹見発電所取水堰堤から同町匹見、魚飛橋下流端に至る区域 (この区域の支流を含む)。	1月1日から12月31日まで
レ～オ (略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同 高津出張所 益田市高津1丁目43-24

同 日原出張所 鹿足郡日原町大字日原420-1番地

ならびに当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次の表の通りとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般(消費税含む。)
第10種	あゆ、こい、おいかわ(はえ)	投網	日 年	4,200円 15,500円
第11種	あゆ、うなぎ	竿釣 手釣	日 年	3,100円 12,400円
第12種 (削除)	ごぎ(いわなを含む)、やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)	竿釣 (削除)	日 年 (削除)	2,100円 6,200円 (削除)
第13種	(略)	(略)	(略)	(略)
第14種	うなぎ	もじ	年	6,200円

2 (略)

(1) (略)

(2) 中学生は年額とし、それぞれ下表のとおりとする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般（消費税含む。）
第11種	(略)	(略)	(略)	(略)
第12種 ----- (削除)	ごぎ（いわなを含む）、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）	竿釣 ----- (削除)	年 ----- (削除)	400円 ----- (削除)
第13種～ 第14種	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

3～5 (略)

第8条～第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成26年3月26日

島根県告示第227号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、浜田港港湾計画の変更（軽易な変更）の概要を次のとおり告示する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 港湾計画の概要

平成9年島根県告示第386号によりその概要を告示し、平成11年島根県告示第298号、平成16年島根県告示第271号、平成20年島根県告示第988号及び平成25年島根県告示201号により計画の変更（軽易な変更）を告示し、並びに平成24年島根県告示第674号により計画の変更を告示した浜田港港湾計画について、危険物取扱施設の需要の変化等を踏まえ、効率的な土地利用を図るため変更した事項は次のとおりである。

(1) 臨港交通施設計画

名 称	起 点	終 点	車 線 数
臨港道路15号線	長浜埠頭4号岸壁	臨港道路18号線	2

臨港道路15号線の変更に伴い、臨港道路17号線を廃止する。

(2) 土地利用計画

地 区 名	面積（ヘクタール）	用 途
長浜地区	8	ふ頭用地
	1	港湾関連用地
	—	工業用地
	1	危険物取扱施設用地
	3	交通機能用地
	3	緑地

2 港湾計画の縦覧の場所

松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成26年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成26年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。
	2 距離の目測を行うこと。
	3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
6月22日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
6月29日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
7月2日(水)	午前9時30分～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
7月6日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	県内全域
7月13日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
7月20日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	雲南市木次町里方55 雲南市木次経済文化会館 チェリヴァホール	県内全域
8月3日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	松江市殿町1 島根県庁会議棟	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室

(電話0852-22-5160)

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課にすること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第59条において準用する施行規則第51条第2項の規定により公告する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝口善兵衛

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣保護及び狩猟等関係法令に関する事項	3時間以上
鳥獣の保護管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

3 適正検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月11日（水）	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月12日（木）	午前9時～	鹿足郡津和野町日原22-1 日原山村開発センター	津和野町、吉賀町
6月16日（月）	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
7月2日（水）	午前9時～	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	川本町、美郷町
7月3日（木）	午前9時～	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	邑南町
7月4日（金）	午前9時～	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
7月8日（火）	午前9時～	浜田市片庭町254	江津市、浜田市（旭町に限る。）

		浜田合同庁舎	
7月9日(水)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旭町を除く。)
7月9日(水)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
7月9日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
7月16日(水)	午前9時30分～	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、 知夫村
7月16日(水)	午後13時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(吉田町を除く。)
7月17日(木)	午後13時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(吉田町に限る。)、奥出雲 町、飯南町
7月28日(月)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
9月1日(月)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円(当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。)

(3) 狩猟免許更新申請書提出期限

東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(4) 申請書の提出先

住所地を管轄する東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に申請すること。

3月18日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成25年10月21日から平成26年3月18日まで

3 作業地域

益田市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成26年3月18日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業期間

平成26年1月7日から同年3月18日まで

3 作業地域

益田市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

広瀬都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

安来市広瀬町広瀬

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
雲南都市計画公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
雲南市加茂町岩倉、大崎、延野
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
益田市下本郷町4番1、4番2、4番3、4番4、5番1、5番2
益田市久城町21番3、21番5、22番1、22番2、23番1、25番1、26番、28番1、28番2、30番1、30番2、30番4、30番5、30番6、30番7、30番8、30番9、30番10、30番11、30番12、31番1、31番続2、32番、32番続2、32番3、32番6、32番9、32番19、32番21、34番内1、34番2、34番3、35番1、36番、37番2、38番2、39番1、40番1、41番1、41番2、42番、43番1、1271番2、1271番3
面積 12,522.9平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 深町 勝義

内 水 面 漁 管 委 告 示

島根県内水面漁場管理委員会告示第1号

第五種共同漁業権に係る平成26年度水産動植物の目標増殖量は次のとおりである。

平成26年4月4日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

1 水産動植物放流

免許番号 河川名	魚種	あゆ	うなぎ	こい	ふな	すずき	やまめ	わかさぎ	えび	もくずがに	
	放流量	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	卵	(kg)	(千尾)
		(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(万粒)		(kg)
内共第1号 宍道湖			15		60	600			4,100	400	
			450		1,500						
内共第2号 斐伊川		251	4.4		18		61				1.2
		1,710	260		270		1,406				30
内共第3号 神戸川		394	9.3		4		1	17			9.8
		2,650	370		80		10	705			195

内共第4号				6						3
神西湖		10		60					10	40
内共第5号	2,000	12				5	10			50
江の川	10,000	400				250	80			35
内共第6号	387	1.7					30			
八戸川	2,750	50					300			
内共第7号	80	1.2					13			
周布川	800	80					800			
内共第8号	110	0.3					3			1
三隅川	516	40					52			50
内共第9号	800	0.4					90			10
高津川	3,600	100					1,700			1
総計	4,023	44		88		6	224			75
	22,026	1,760		1,910	600	260	5,043	4,100	410	351

2 産卵場造成

(面積: m²)

免許番号 河川名	魚種	あゆ	うぐい	おいかわ(はえ)
内共第2号 斐伊川			55	
内共第3号 神戸川		500		
内共第5号 江の川		3,000		
内共第8号 三隅川		600		
内共第9号 高津川		2,000		500